

(主たる生計維持者が被保険者の場合)

被保険者番号 **087654321**

被保険者番号

1. 主たる生計維持者の減収が見込まれる収入について

収入の 種類	令和3年中の 申請時までの直近の 収入実績額－①	令和3年中の 申請時以後の 収入見込額－②	保険金及び損害賠 償等により補填さ れる金額－③	令和3年中の 収入(見込)額 ①＋②＋③＝④	令和2年中の収入 実績額 ⑤
給与	440,000円	360,000円	0円	720,000円	1,200,000円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

※対象の収入は事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入となります。

※令和３年中の申請時までの収入実績がわかるもの、令和２年中の収入実績額が分かるものを添付してください。（給与明細書・帳簿の写し、確定申告書の写し・収支内訳書等）

※国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算には含めません。

※保険金及び損害賠償等により補填される金額がある場合は保険契約書や帳簿の写しを添付してください。

※令和３年中の収入(見込)額の明細について、裏面の算出表にご記入いただくか、または必要な事項が記入してある任意の様式を添付してください。

2. 主たる生計維持者及びその世帯に属する全ての被保険者の令和2年中の所得について

氏名	続柄	生 年 月 日	令和 2 年中の所得の合計額
広域 太郎	世帯主	昭和 20 年 1 月 1 日	2, 100, 000 円
広域 花子	妻	昭和 20 年 5 月 5 日	240, 000 円
			円
			円
合計			2, 340, 000 円

令和2年中の所得の申告等を行っていない人がいる場合は、前年分の収入等が分かるものを添付してください。(源泉徴収票、給与明細書、公的年金の源泉徴収票、収支内訳書、帳簿等の写し等)

3. 事業の廃止・失業などについて該当があれば○をしてください。

事業の廃止 ・ 失業 ・ 休業（休職）

休業（休職）の場合 年 月 日～

年 月 日まで

※事業の廃止の場合は公的機関への廃業届の写し、失業の場合は雇用保険手続関係書類の写しなどを添付してください。休業の場合添付書類は不要ですが、休業期間（予定でも可）をご記入ください。

	令和2年中の収入 (実績)	令和3年中の収入	実績・見込	見込の算出方法
1月	100,000円	90,000円	実績	令和3年1月頃から、新型コロナウイルス感染症により、勤務先から出勤日数を減らすように依頼があった。 今後も出勤日数の増加見込はなく、1～6月までの給与収入実績の平均額を7月から12月の見込収入額とした。
2月	100,000円	70,000円	実績	
3月	100,000円	60,000円	実績	
4月	100,000円	50,000円	実績	
5月	100,000円	50,000円	実績	
6月	100,000円	40,000円	実績・見込	
7月	100,000円	60,000円	実績・見込	
8月	100,000円	60,000円	実績・見込	
9月	100,000円	60,000円	実績・見込	
10月	100,000円	60,000円	実績・見込	
11月	100,000円	60,000円	実績・見込	
12月	100,000円	60,000円	実績・見込	
合計	1,200,000円	720,000円		

令和3年中の収入(見込)額 算出表

※収入見込額の算出については、申請の前月までの実績をもとに年間を通じた収入の見通しをたてていただくこととなります。収入実績額の平均額によって未到来月の収入額を見込む方法や、収入実績額と前年同期比の減収割合を令和2年の月別収入額に掛けて未到来月の収入額を見込むなど、職種等によって状況は異なりますので、算出方法は指定しませんが、合理的・客観的な方法により見込んで下さい。

※減免の決定を受けた者の資力の回復その他の事情により、減免する必要がなくなったときや、偽りその他不正の手段により減免の決定を受けたときは減免の決定を取り消すことがあります。

【具体的な要件】

- ☐ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ☐ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
- ☐ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること